

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	母子保健関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

つがる市は、母子保健関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青森県つがる市長

公表日

令和6年6月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	母子保健法関連事務			
②事務の概要	本事務は、母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、妊産婦並びに乳児及び幼児の健康の保持、増進に関する施策の事務を行うものである。 番号法においては、次の事務に使用。 ①妊娠届の受理と母子健康手帳の発行。サービス検索・電子申請機能での届出も受理する。 ②妊婦委託健康診査受診票の発行 ③妊産婦並びに乳幼児に対する保健指導、訪問指導 ④妊産婦並びに乳幼児に対する健康診査並びに事後指導 ⑤未熟児出生届と保健指導、訪問指導 ⑥養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収 ⑦母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収の関する業務			
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 宛名システム 4. 中間サーバー 5. サービス検索・電子申請機能			
2. 特定個人情報ファイル名				
(1)母子管理ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 49項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第40条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 ・69の2、70の項 【別表第二における情報提供の根拠】 ・26、56の2、69の2、87の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報照会の根拠】 ・第38条の3、第39条 【情報提供の根拠】 ・第19条、第30条、第38条の3、第44条			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	健康福祉部 子育て健康課			
②所属長の役職名	子育て健康課長			
6. 他の評価実施機関				
-				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	つがる市役所 健康福祉部 子育て健康課 〒038-3192 青森県つがる市木造若緑61-1 電話:0173-42-2111 FAX:0173-42-3946			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	つがる市役所 健康福祉部 子育て健康課 〒038-3192 青森県つがる市木造若緑61-1 電話:0173-42-2111 FAX:0173-42-3946			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月17日	Iの4. ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 ・70の項 【別表第二における情報提供の根拠】 ・26、56の2、87の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （平成26年内閣府・総務省令第7号） 【情報照会の根拠】 ・第39条 【情報提供の根拠】 ・第19条、第30条、第44条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 ・69の2、70の項 【別表第二における情報提供の根拠】 ・26、56の2、69の2、87の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （平成26年内閣府・総務省令第7号） 【情報照会の根拠】 ・第38条の3、第39条 【情報提供の根拠】 ・第19条、第30条、第38条の3、第44条	事前	
令和2年4月1日	IIの2. 対象者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年4月1日	IIの2. 対象者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和3年4月1日	IIの2. 対象者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年4月1日	IIの2. 対象者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年8月6日	I－4②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	番号法第19条第4号以降に号ズレが生じたことによる修正。 施行日は令和3年9月1日。
令和4年4月15日	Iの5. 評価実施機関における担当部署①部署	福祉部 健康推進課	健康福祉部 子育て健康課	事後	
令和4年4月15日	Iの5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	健康推進課長	子育て健康課長	事後	
令和4年4月15日	I－7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	つがる市役所 総務課 FAX:0173-42-3069	つがる市役所 健康福祉部 子育て健康課 FAX:0173-42-3946	事後	
令和4年4月15日	I－8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	つがる市役所 総務課 FAX:0173-42-3069	つがる市役所 健康福祉部 子育て健康課 FAX:0173-42-3946	事後	
令和4年4月15日	IIの1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年4月15日	IIの2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年5月12日	IIの1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年5月12日	IIの2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年5月20日	IIの1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年5月20日	IIの2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	